



(一社)
大垣労働
基準協会報



発行
一般社団法人 大垣労働基準協会
〒503-0803
大垣市小野4丁目35番地10 大垣市情報工房4階
TEL 0584-73-2272 / FAX 0584-73-2257
E-mail : o-roudoukijunkyokai@aurora.ocn.ne.jp
URL : https://www.ogakiroukikyoo.com

大垣労働基準監督署 令和7年度行政運営方針



令和7年度の重点課題

- 1 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 2 長時間労働の抑制
- 3 労働条件の確保・改善対策
- 4 最低賃金の履行確保、賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援
- 5 労災保険給付の迅速・適正な処理

具体的な取組事項

- 1 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次労働災害防止計画（令和5年度から令和9年度まで）の目標達成に向け、労働災害防止・健康確保対策等に取り組みます。
- (1)「西濃エイジフレンドリーでゼロ災プロジェクト2025」の推進
労働災害を防止するため、令和7年度は地域を挙げて「西濃エイジフレンドリーでゼロ災プロジェクト2025」を実施します。
各事業場がエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を通じて高年齢者の特性に配慮した職場づくりを行うことにより、事業場のすべての労働者が安心して働くことができる職場環境の整備を目指します。
- (2)労働者の健康確保対策の推進
長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度の実施についての指導等を行うとともに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」などのメンタルヘルス対策に係る周知を行います。また、岐阜産業保健総合支援センターが行う産業医等や事業者向けの研修、西濃地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援について利用勧奨を行います。
- (3)新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底
化学物質の自律的管理に係る関係法令が全面施行されたことから、SDS（安全データシート）等による危険有害情報の通知、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくばく露低減措置、保護具の適切な使用等について、周知と指導を行います。
建築物等の解体・改修作業に係る石綿ばく露防止対策のため、改正省令による建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底等、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の周知・徹底を図ります。
- 2 長時間労働の抑制
- (1)建設業、自動車運送業等における労働時間短縮等に向けた支援
建設業、自動車運転者及び医師については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となっていることを踏まえ、説明会等において労働時間に関連する法令制度を引き続き周知します。
自動車運転者については、改正後の改善基準告示についても、説明会等において丁寧な説明を行うとともに、トラック運送業の長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等について、発着荷主に対して配慮を要請します。

- (2)長時間労働の抑制に向けた監督指導
時間外・休日労働時間数が月80時間を超過していると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。
- 3 労働条件の確保・改善対策
令和7年度も当署の「労働時間・相談支援班」による説明会の開催、中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法の周知等きめ細かな支援を行います。
- (1)法定労働条件の確保
事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立・定着させることで、法定労働条件を確保します。
法違反が疑われる事業場に対しては、監督指導を行うとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。
- (2)特定分野における労働条件の確保
技能実習生等の外国人労働者、自動車運転者の法定労働条件確保のため、引き続き関係機関と連携して労働基準関係法令の周知を図るとともに、法違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施します。
- (3)「労災かくし」の排除に係る対策の一層の促進
「労災かくし」を排除するため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合は、司法処分を含め厳正に対処します。
- 4 最低賃金の履行確保、賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援
改正最低賃金の履行確保を図るため、積極的な広報を行うことにより管内の労働者・事業者等に最低賃金額を周知するとともに、問題業種等に対する監督指導を重点的に実施します。
また、事業場に対する賃金引き上げに向けた検討の働きかけに加え、賃上げを支援するための「賃上げ支援」助成金パッケージの周知を行います。
- 5 労災保険給付の迅速・適正な処理
労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、認定基準等に基づき迅速・適正な事務処理を一層推進します。
また、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等を徹底します。

令和6年における労働災害発生状況(令和7年2月末速報値)

大垣労働基準監督署

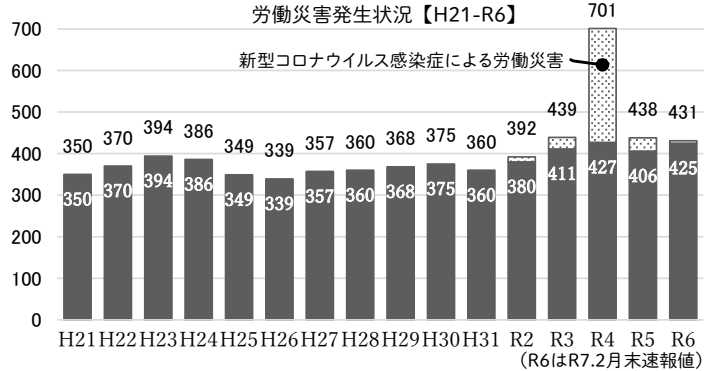
(1)休業4日以上(除く、新型コロナウイルス感染症)について

令和6年(令和7年2月末速報値)における死傷者数(【表】参照)は、425人(うち死亡者数3人)、対前年比34人(8.7%)増となっています。このままのペースですと、令和4年を超える人数となりそうであり、令和5年に一旦減少したものが、再度、増加に転じる状況です。

【表】大垣署管内の休業4日以上(死亡者数は内数)

業種	令和5年		令和6年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	391	0	425	3	34	3
製造業	154	0	171	0	17	0
建設業	37	0	45	1	8	1
鉱業	2	0	5	0	3	0
運送業	59	0	58	1	-1	1
農林業等	13	0	12	1	-1	1
商業等	126	0	134	0	8	0

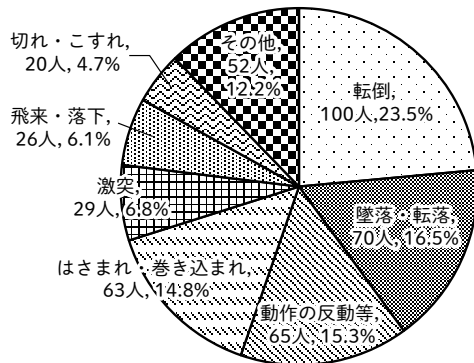
労働災害発生状況【H21-R6】



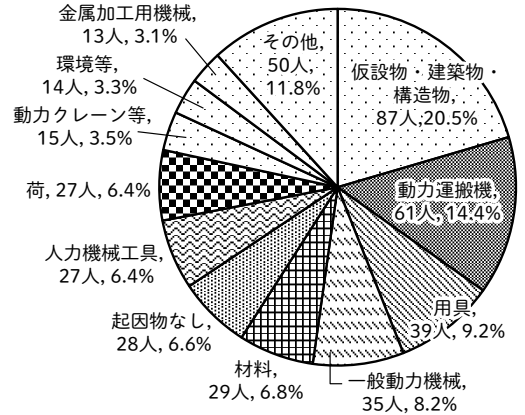
業種別死傷者数は、製造業17人(11.0%)、建設業8人(21.6%)、商業等8人(6.3%)増加しています。

事故の型別でみると(【図-1】参照)、転倒が100人(23.5%)と最も多くを占めており、次いで墜落・転落70人(16.5%)、動作の反動・無理な動作65人(15.3%)、はさまれ・巻き込まれ63人(14.8%)となっています。本年度は「STOP!労働災害 西濃止めるプロジェクト2024」を実施しましたが、残念ながらはさまれ等災害は63人と前年同期比9人(16.7%)増加となりました。しかしながら、令和6年1月から6月ははさまれ等災害は平均月6人発生していましたが、取組期間中の令和6年7月から10月は平均月4人と減少しており、一定の効果はあったと思料されます。引き続き、はさまれ災害を含む労働災害防止に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

【図-1】事故の型別(全産業)



【図-2】起因物別(全産業)



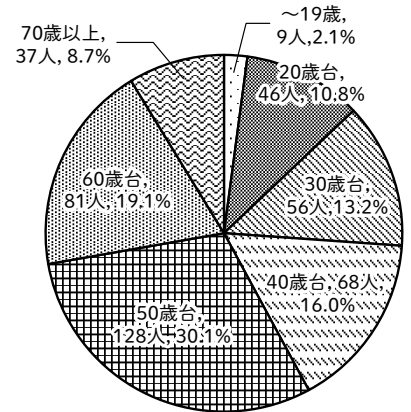
起因物別でみると(【図-2】参照)、仮設物、建築物、構築物等が87人(20.5%)と最も多く、次いで動力運搬機61人(14.4%)、用具39人(9.2%)、一般動力機械35人(8.2%)となっています。

転倒災害の多くは通路や作業面としての床、墜落災害の多くは仮設物、建築物、構築物等を起因物として発生しています。動力運搬機はトラックが2/3以上を占めており、このうち約半数が墜落災害です。

年齢別でみると(【図-3】参照)、50歳台が128人(30.1%)と最も多く、次いで60歳台81人(19.1%)、40歳台68人(16.0%)となっています。

労働安全衛生法では、高年齢労働者の定義について一律に定めていませんが、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者の年齢を55歳以上としており、55歳以上の被災者数は187人(44.0%)となっています。今後、労働人口の減少が見込まれる中、労働者のさらなる高齢化が予想されており、高年齢労働者に対する労働災害防止対策が一層、重要になってきます。

【図-3】年齢別(全産業)



(2)死亡災害について

令和6年に当署管内において死亡災害は3人発生しました。業種は、建設業1人、運送業1人、農林業1人で、事故の型は交通事故1人、墜落・転落2人となっています。

墜落・転落による死亡災害は、一般的には高い箇所からの墜落等をイメージしますが、1人は軽トラックの運転席からの墜落、もう1人は三脚脚立に登り約1.5mからの墜落でした。安全衛生の分野では「1mは一命(いちめい)を取る」という標語がありますが、低い箇所からの墜落でも油断をすると大きな災害につながりますので、労働者への教育、機械・設備の適切な使用方法の徹底、保護具の着用等が重要です。

令和7年における労働災害発生状況(令和7年2月末速報値)

大垣労働基準監督署

令和7年(2月末速報値)における休業4日以上(除く、新型コロナウイルス感染症)の死傷者数(【表】参照)は、38人、対前年比1人(2.6%)減となっています。業種別で見ると、商業等の第三次産業において災害が19人で前年同期比9人(90%)増加しており、製造業は8人と前年同期比9人(52.9%)減少しています。

第14次労働災害防止計画の目標を達成するためにも、労働災害防止対策を一層進めてまいりますので、ご協力をお願いします。

【表】大垣署管内の休業4日以上(除く、新型コロナウイルス感染症)の死傷者数(死亡者数は内数)

業種	令和6年		令和7年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	39	1	38	0	-1	-1
製造業	17	0	8	0	-9	0
建設業	2	0	3	0	1	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
運送業	8	1	5	0	-3	-1
農林業	2	0	3	0	1	0
商業等	10	0	19	0	9	0

大卒等卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さま

ハローワーク大垣

令和7年度の大卒等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日です。ハローワークでの求人の受理は2月1日からとなります。また企業広報活動は3月1日以降、採用選考活動は6月1日以降です。そのため、求人公開後であっても5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。但しインターンシップタイプ3のうち専門活用型(2週間以上)を活用され、かつ卒業・終了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生に関しては採用選考の取扱が変わります。

相談の窓

*新年度労務関係の法改正等スケジュールです

施行時期	内容	関連する法律等
2025年4月	3月31日までの継続雇用の経過措置は終了、65歳までの高年齢者雇用確保措置の義務化	高年齢者法
	障害者雇用率の算定にあたっての除外率の引き下げ	障害者雇用促進法
	高年齢者雇用継続給付の給付率の上限を15%から10%へ引き下げ	雇用保険法
	教育訓練支援給付金の給付率を80%から60%へ引き下げ	雇用保険法
	教育訓練等の実施により自己都合退職者の給付制限を解除	雇用保険法
	自己都合退職者の給付制限期間を原則2カ月から1カ月に短縮	雇用保険法
	出生後休業支援給付金の創設(原則両親とも14日以上育児休業等の取得で28日上限に給付率13%を支給)	雇用保険法
	育児時短就業給付金の創設(2歳未満の子を養育する短時間勤務者に賃金の10%を上限に支給)	雇用保険法
	就業手当の廃止、就業促進定着手当の減額	雇用保険法
	育児休業給付延長時の審査厳格化(確認書類の追加等)	雇用保険法施行規則
	所定外労働の制限を小学校就学前までの子を養育する従業員に拡大	育児・介護休業法
	子の看護休暇の見直し(子の行事等の追加、小学校3年生終了まで延長、入社6ヵ月未満従業員も対象)	育児・介護休業法
	育児休業の取得状況の公表企業を、従業員数1,000人超から300人超に拡大	育児・介護休業法
	3歳に満たない子を養育する従業員へのテレワーク導入努力義務	育児・介護休業法
	介護休暇の対象者に入社6ヵ月未満従業員も対象	育児・介護休業法
	介護の申出があった場合に両立支援制度の周知・意向確認	育児・介護休業法
	40歳等に、両立支援制度等の情報提供	育児・介護休業法
	介護の雇用環境整備	育児・介護休業法
一般事業主行動計画の内容の見直し(男性の育休取得率、時間外・休日労働の状況把握・数値目標設定等)	次世代育成支援法	
健康保険の任意継続被保険者の標準報酬月額上限が32万円に	健康保険法	
在職老齢年金の支給停止調整額が、[50万円]から[51万円]に	厚生年金保険法	
危険箇所等として作業に従事する労働者以外の人(個人事業者等)への安全の保護措置	労働安全衛生法等	
2025年6月	職場における熱中症対策の義務化 ※4月公布	労働安全衛生法
2025年10月	教育訓練休業給付金の創設(教育訓練休暇を取得した場合に、基本手当相当の給付金を支給)	雇用保険法
	3歳~小学校就学前までの子を養育する従業員対象に2つ以上の措置を導入し、個別の周知・意向確認	育児・介護休業法
2026年4月	妊娠・出産時、子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別意向聴取・配慮	育児・介護休業法
2026年7月	子ども・子育て支援特別会計の創設(健康保険料と合わせた形で子ども・子育て支援金の徴収の開始)	特別会計に関する法律
2026年10月	障害者の法定雇用率を2.7%に引き上げ	障害者雇用促進法
2028年7月	雇用保険の被保険者の加入要件の所定労働時間を週20時間以上から週10時間以上に引き下げ	雇用保険法

*その他、各種助成金の内容も変わる場合があります。変更内容の詳細は、無料労務相談でお問合せください (社会保険労務士 浅野りよ子)

事務局・部会活動報告

※詳細は協会ホームページに掲載しています。

【事務局】

- 1/17 新年安全祈願(南宮大社)
- 1/29 メンタルヘルスセミナー
- 2/3 連合会・地区労働基準協会連絡会議
- 3/14 第3回理事会

【専門部会】

- 1/17 化学部会 定例会、懇親会
- 3/5 化学部会 定例会
- 3/12 林災防岐阜県支部 理事会

中小企業無災害記録証が新たに2事業場に授与されました！

東栄化工（株）岐阜工場様は、金属石鹼等化学製品の製造を行っておられ、通路の歩行、バルブの開閉手順等「基本に徹した安全教育」、ヒヤリハット事例収集等に積極的に取組まれ、また当協会化学部会メンバーとして、部会内での情報交換に参加、同業種間での取組を具体的に取入れています。この度その成果として「800日無災害」を達成されました。工場長様は「これを励みに無災害記録を伸ばしたい」と述べられました。

シマダヤ西日本（株）岐阜工場様はシマダヤグループの製造拠点として、冷凍麺類を製造されています。グループ製造拠点全国11か所のうち、岐阜工場は無災害記録グループ内第1位を継続しているとのこと。毎月の安全衛生委員会を中心に、危険予知トレーニングを各部署で取組み、部署同士での検討を行う等の活動により、この度「800日無災害」を達成されました。総務課長様は「今後もグループ無災害記録更新1位を継続したい」と述べられました。

みなさんも労働災害防止の取組の一到達点として、「中小企業無災害記録証授与制度」にお取組み下さい。費用は一切かかりません。申請のお手伝いは当協会で行います。詳しくは協会ホームページをご覧くださいの上事務局まで問合せください。



東栄化工（株）岐阜工場様



シマダヤ西日本（株）岐阜工場様

STOP！労働災害西濃止めるプロジェクト2024取組事例集を活用ください

昨年度お取組み頂きました「STOP！労働災害西濃止めるプロジェクト2024」において、参加事業場のみなさまからいただきました「はさまれ・巻き込まれ災害防止のための取組事例」について、写真で取りまとめ、大垣労働基準協会ホームページに掲載しました。みなさんの職場において参考になるものも多くあるかと思えます。ぜひご活用ください。⇒<https://www.ogakiroukikyo.com/cont13/30.html>



大垣労働基準監督署新任幹部職員のご紹介

大垣労働基準監督署



第二方面 主任監督官

早川 圭吾

- ①関市 ②散歩
- ③関労働基準監督署監督課長
- ④初めての太垣署勤務となります。有名企業がとても多く、歴史的文化を誇る西濃地域での勤務を楽しみにしています。微力ではありますが、これまでの経験を活かし、業務に取り組んでいきたいと思ひます。

①出身地 ②ご趣味 ③前任の部署、役職 ④ひとこと



安全衛生課 課長

浅井 裕貴

- ①岐阜市 ②読書
- ③多治見労働基準監督署安全衛生課長
- ④前任地では、研削砥石が破裂した災害において、砥石の適切な取り扱いなどの普及促進に取り組みました。皆様とウェルビーイングな人間関係構築に精進を重ねてまいる所存です。

令和7年4月1日付け人事異動のお知らせ

大垣労働基準監督署

転出			転入		
役職（官職）名	氏名	異動前官署・役職（官職）	役職（官職）名	氏名	異動前官署・役職（官職）
第二方面 主任監督官	酒徳あずさ	岐阜署第四方面 主任監督官	第二方面 主任監督官	早川 圭吾	関署監督課 課長
安全衛生課 課長	祖父江 誠	労働局健康安全課 地方産業安全専門官	安全衛生課 課長	浅井 裕貴	多治見署安全衛生課 課長
労災課 労災認定調査官	株根 秀之	岐阜署業務課 課長	労災課 労災補償指導官	平野 真吾	労働局貸金室 室長
第一方面 労働基準監督官	齋藤 悠汰	愛知局江南署監督・安衛課 労働基準監督官	第一方面 労働基準監督官	黒川 翔平	労働局監督課 監督主任
第一方面 労働基準監督官	酒向 一憲	北海道局苫小牧署方面 労働基準監督官	第一方面 労働基準監督官	長谷川葉流	新規採用
第二方面 労働基準監督官	湯本 光基	岐阜署第一方面 労働基準監督官	第二方面 労働基準監督官	堀井 薫	岐阜署第二方面 労働基準監督官
労災課 厚生労働事務官	伊藤 朱里	労働局雇用環境・均等室 厚生労働事務官	労災課 厚生労働事務官	西澤 守	高山署労災課 厚生労働事務官
労災課 労災保険給付調査官	筒井 俊幸	労働局労災補償課 労災保険給付調査官	労災課 厚生労働事務官	清水 寛久	労働局監督課 厚生労働事務官

2024年度メンタルヘルスセミナーを開催しました

1月29日大垣市情報工房スィンクホールにおいて、大垣労働基準監督署との共催で「2024年度メンタルヘルスセミナー」を開催しました。(当日の参加者は会場44名WEB72名)

今回は「メンタル不調者への対応とその留意点」をテーマに、東海学院大学客員教授、岐阜県臨床心理士・公認心理士会長の寺田道夫氏の講演を行いました。

寺田先生は、会場参加者に話しかけるように「どういう声かけが望ましいか、望ましくないか」についていくつかの言葉をあげて説明、また、「メンタル不調の多くは職場の事だけでなく家族や地域でのこと、自分の健康不安などが混ざって原因になっている」ので、「言葉をかける際に先入観を持たない」、「言葉はどう伝わるかわからない」ことを意識し、「聴き出すのではなく『よく相談してくれたね』と寄りそう気持ちを優先すべき」、また休職する労働者には「ちゃんと休むこと、薬を飲むこと」の重要性を伝えることが大事と説明がありました。

メンタルヘルス、ハラスメントへの対策については、会員事業場からのご相談が依然多くあります。協会事務局では情報提供に努めるとともに、必要に応じ専門家のご紹介なども行います。ぜひご相談ください。



熱中症予防対策が法令で義務化されます！—熱中症予防管理者教育を受講ください—

昨年全国平均気温は過去最高の一昨年よりも0.2℃上昇し最高記録を更新、今年の夏も非常に厳しくなると予想されます。全国の熱中症による休業4日以上労働災害は一昨年比で約34%増、中には死亡や深刻な臓器障害に至る例もあったところ。本年6月には労働安全衛生規則改正により対策の義務化も予定されており、熱中症対策の充実はますます重要なものとなっています。

大垣労働基準協会では、5月28日(水)13時より、「熱中症予防管理者教育」を開催します。この講習は厚生労働省のカリキュラムに準拠するとともに、改正規則の詳細及び最新の熱中症対策等をご紹介する内容を準備しています。詳しくは協会ホームページをご覧ください。

必要な技能講習・特別教育等は充足していますか？

労働安全衛生法で定められた技能講習・特別教育等は、各労働者に当該業務の危険・有害性を理解してもらい、安全な作業・取扱い方法を具体的に学ぶ非常に重要なものです。また、法定の受講が充足されていない場合法違反として指導や処分の対象となります。当協会では法定カリキュラムを充足し、専門知識を有した講師と豊富な教材により充実した教育講習を行っています。この機会に職場の業務を洗い直し、必要な資格・安全衛生教育について漏れがないかを確認の上、ぜひ当協会主催の教育講習を受講ください。ご要望による臨時・出張開催も行っています。申込み、問合せ、法令適用等の疑問等は協会事務局まで電話・メールでお問合せください。

職場の安全衛生教育にDVD教材を活用ください！

大垣労働基準協会では、会員事業場のみなさまの労働災害防止活動のお手伝いのひとつとして、安全衛生教育のためのDVD教材の貸出しを行っています。幅広いテーマに対応したDVD教材約90タイトルを保有しており、会員事業場のみなさまに無料で貸し出しを行っています。保有タイトルの一覧及び貸出申込みは、協会ホームページにて。<https://www.ogakiroukikyoo.com/cont5/main.html>



2024年度第3回理事会を開催しました

一般社団法人大垣労働基準協会は、3月14日（金）大垣市情報工房内で本年度第3回理事会を開催しました。冒頭小川協会長は「全国的には大規模な労働災害、山火事などが発生しており『我々の講じている対策ははたして完全なのか』ということが問われていると思う。西濃地域の職場の安全について協会の役割は大きいと自覚し事業運営を行っていきたい。」と述べました。また来賓の大垣労働基準監督署大口署長様からは、本年度の行政の取組についてご報告をいただきました。その後事務局から2024年12月末までの事業報告及び会計報告を行い、承認されました。続く2025年度事業計画の提案にあたり、大垣労働基準監督署安藤副署長様より「西濃エイジフレンドリーでゼロ災プロジェクト2025」の説明を受けました。これを受けて出席理事からは「高齢労働者がリスクが高いという前提ではなく、全員にやさしい職場づくりを目指す取組をめざしたい」等の前向きな意見が寄せられ、2025年度当協会として本プロジェクトに主体的に取り組むことが、ほかの議案とともに承認されました。



第3回理事会

《西濃エイジフレンドリーでゼロ災プロジェクト2025》を展開します！

本年度大垣労働基準協会は、大垣労働基準監督署との連携で「西濃エイジフレンドリーでゼロ災プロジェクト2025」を展開します。一昨年、昨年とそれぞれテーマを掲げて労働災害のない職場づくりを目指すプロジェクトを展開してまいりましたが、3年目となる本年度は、これまでの取組の集大成としてすべての職場共通の課題である、加齢等による身体等の能力、経験年数の差、言葉や文化の違い等を前提にした上で「みんなが安心して働ける職場づくり」を目指す取組を地域あげて行うものです。5月にはプロジェクト実施要綱をみなさんに送付します。多くの事業場にご参加いただき、西濃地域あげて、「安心して働ける職場づくりでゼロ災害」を目指しましょう。

*** 各種講習会のお知らせ【大垣地区開催分】 *** 4月～6月実施分

*お問い合わせの際、ホームページもご利用下さい (URL:<https://www.ogakiroukikyo.com>) *定員になり次第締切ります。

* 申込先 (一社)大垣労働基準協会 TEL 0584-73-2272 FAX 0584-73-2257
* 講習会場 大垣市職業訓練センター 大垣市西大外羽1-226-1

講習名	開催日	講習名	開催日
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	4月21日(月)	フォークリフト運転技能講習	(学科) 5月30日(金) (実技) 6月2～4、5、6、9、10～12
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	4月22日(火)～4月24日(木)	フォークリフト運転従事者安全衛生教育	6月13日(金)
フォークリフト運転技能講習	(学科) 5月12日(月) (実技) 5月13日(火)～15日(木)	特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習	6月19日(木)～20日(金)
局所排気装置定期自主検査者講習	5月19日(月)～21日(水)	有機溶剤作業主任者技能講習	6月24日(火)～25日(水)
ガス溶接作業技能講習	5月22日(木)～23日(金)	プレス機械作業主任者技能講習	6月26日(木)～27日(金)
アーク溶接作業特別教育	5月26日(月)～27日(火)	第1・2種衛生管理者試験受験準備講習会	7月1日(火)～2日(水)
熱中症予防管理者教育	5月28日(水)	低圧電気取扱業務特別教育	7月7日(月)～8日(火)

※受講案内・申込については大垣労働基準協会ホームページをご覧ください。

事務局
編集後記

会員事業場の労務、安全衛生担当の方と接する機会が多くありますが、その熱心な姿勢に日々頭が下がる思いです。時には目に見える利益を産む職務でないことからくるご苦労が垣間見えることもあります。働きやすい、安全で安心して働ける職場づくりは大変重要なお仕事です。特

に最近はメンタルヘルスなどその範囲は広がるばかり、幅広い課題を抱え込むことなく専門家の力を借りることも必要かと思えます。協会では頂くご相談の中で、課題に応じた頼もしい専門家もご紹介しています。ぜひ気軽にご相談ください。(よ)



ゼロ災つむりくん

5月28日(水)【熱中症予防管理者講習を受講】 ください。